

○豊橋市地域福祉センター条例

平成7年3月31日

条例第13号

改正 平成15年3月31日条例第18号

平成17年6月16日条例第52号

平成20年6月19日条例第54号

平成30年3月28日条例第8号

平成31年3月27日条例第14号

令和4年12月16日条例第42号

豊橋市地域福祉センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、豊橋市地域福祉センター（以下「地域福祉センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 地域における社会福祉活動の拠点として、地域福祉センターを設置する。

2 地域福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
豊橋市大清水地域福祉センター	豊橋市大清水町字大清水546番地
豊橋市八町地域福祉センター	豊橋市八町通五丁目9番地
豊橋市牟呂地域福祉センター	豊橋市牟呂町字内田22番地の2

(一部改正〔平成15年条例18号・20年54号〕)

(使用者)

第3条 地域福祉センターを使用できる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に居住する高齢者、障害者及びその介護者並びに子育て世帯の保護者及び子ども
- (2) 市内に居住し社会福祉活動を行う個人及び市内に所在し社会福祉活動を行う団体で、地方自治法第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以

下「指定管理者」という。)が適当と認めたもの

(3) その他市長が必要があると認めた者

(一部改正〔平成17年条例52号・30年8号〕)

(使用の承認等)

第4条 地域福祉センターを使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、その際別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、これを減免することができる。

3 前項の規定にかかわらず、前条第1号及び第2号に定める者が地域福祉センターを使用しようとするときは、無料とする。

(一部改正〔平成17年条例52号・30年8号〕)

(使用の制限)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用を承認しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。

(2) 営利又は宣伝を目的とした使用であると認めたとき。

(3) 公益上又は管理上支障があると認めたとき。

(一部改正〔平成17年条例52号〕)

(権利譲渡等の禁止)

第6条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(一部改正〔平成30年条例8号〕)

(使用承認の取消し等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、地域福祉センターの使用の承認を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 公益上又は管理上特に必要があると認めたとき。

(一部改正〔平成17年条例52号〕)

(使用料の還付)

第8条 納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 指定管理者が、前条第2号の規定により使用の承認を取り消し、又は使用の

停止を命じたとき。

(2) 使用者の責に帰することができない事由により使用できなくなったとき。

(3) 使用者が、使用期日前5日までに使用の承認の取消しを申し出て、市長が相当の事由があると認めたとき。

(追加〔平成30年条例8号〕)

(特別の設備)

第9条 使用者は、地域福祉センターに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(一部改正〔平成17年条例52号・30年8号〕)

(原状回復)

第10条 使用者は、地域福祉センターの使用を終わったとき又は第7条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(一部改正〔平成30年条例8号〕)

(損害賠償)

第11条 使用者は、地域福祉センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、これを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(一部改正〔平成30年条例8号〕)

(指定管理者による管理)

第12条 地域福祉センターの管理は、指定管理者に行わせる。

(全部改正〔平成17年条例52号〕、一部改正〔平成30年条例8号〕)

(指定管理者の業務の範囲)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 地域福祉センターの事業として市長が定める事業の実施に関する業務

(2) 地域福祉センターの使用の承認に関する業務

(3) 地域福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) その他市長が定める業務

(追加〔平成17年条例52号〕、一部改正〔平成30年条例8号〕)

(管理の基準)

第14条 指定管理者は、この条例及び関係規則並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めるところに従い、適正に地域福祉センターの管理を行わなければならない。

（追加〔平成17年条例52号〕、一部改正〔平成30年条例8号・令和4年42号〕）
（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（一部改正〔平成17年条例52号・30年8号〕）

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成15年3月31日条例第18号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成17年6月16日条例第52号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第4条の規定により承認を受けている者は、改正後の第4条の規定により承認を受けたものとみなす。

附 則（平成20年6月19日条例第54号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成30年3月28日条例第8号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年6月1日から施行する。（後略）

（公の施設の使用等に係る経過措置）

第2条 この条例の公布の日（以下「公布日」という。）以前にこの条例（第4条、第5条、第7条、第8条、第10条から第12条まで、第14条、第15条、第18条、第20条、第21条、第23条及び第27条から第29条までの規定に限る。以下この項において同じ。）による改正前の各条例の規定により平成30年6月1日以後の使用等について許可等を受け、又は申請をした者の当該使用等に係る使用料等の額については、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 （略）

附 則（平成31年3月27日条例第14号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(公の施設の使用等に係る経過措置)

第2条 平成31年10月1日(以下「施行日」という。)前にこの条例(第1条、第2条、第4条から第7条まで、第9条から第14条まで、第15条(第3条及び第6条の改正並びに別表第3を削る改正を除く。)、第17条から第28条まで、第31条から第39条まで、第41条から第45条まで、第47条、第51条、第52条、第54条及び第57条の規定に限る。以下同じ。)による改正前の各条例の規定により施行日以後の使用等について使用料等を領収等した場合における当該使用料等の額については、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和4年12月16日条例第42号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

(追加〔平成30年条例8号〕、一部改正〔平成31年条例14号〕)

地域福祉センター名	時間 区分	午前	午後	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
大清水	研修室	円 1,690	円 2,250	円 3,940
	会議室	1,290	1,730	3,020
	作業室	1,650	2,200	3,850
	集会室	3,130	4,180	7,310
	和室	450	620	1,070
	料理実習室	1,220	1,630	2,850
八町	集会室	1,050	1,410	2,460
	講堂	5,810	7,760	13,570
	和室	2,820	3,750	6,570
	4階会議室	1,000	1,340	2,340
	5階会議室	1,510	2,020	3,530
	調理室	2,820	3,750	6,570

牟呂	ボランティア活動室	850	1,140	1,990
	和室	490	660	1,150
	会議室 1	1,190	1,580	2,770
	会議室 2	1,190	1,580	2,770
	ものづくり室	1,190	1,580	2,770
	集会室 1	1,010	1,350	2,360
	集会室 2	1,880	2,500	4,380
	音楽実習室	850	1,140	1,990
	料理実習室	1,290	1,720	3,010

備考 この表の時間外において使用するときの使用料は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、その使用が午前9時以前のときは午前の、午後5時以後のときは午後の時間区分の1時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。